

糸島市九州大学連携地域における固定資産税の特例に関する条例施行規則

令和2年6月26日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市九州大学連携地域における固定資産税の特例に関する条例(令和2年糸島市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 条例第3条第3項第1号に規定する規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

(併用用途)

第3条 用途が2以上ある家屋については、前条に規定する対象施設に該当する用途部分に対して課する固定資産税を課税免除する。

2 前項に規定する家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき床面積の割合により配分して、それぞれの用途部分の床面積に算入するものとする。

(認定の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により固定資産税の課税免除の認定を受けようとする者は、新築の日(2以上の施設を新築する土地の固定資産税の課税免除の認定を受ける場合は、各施設の新築の日のうち最も早い日)の属する年度の1月31日(新築の日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)までに固定資産税課税免除認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、固定資産税課税免除認定決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 条例第5条の規定により変更の承認を受けようとする者は、変更が生じた日の属する年度の1月31日(変更が生じた日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)までに認定申請内容変更申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、認定申請内容変更承認決定通知書(様式第4号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(適用事業者の承継)

第7条 条例第6条の規定により適用事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに適用事業者承継申請書(様式第5号)に、原則として、次に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 施設を譲り受けた事実及び期日を証する書類
- (2) 事業内容を明らかにした事業計画書
- (3) 承継しようとする者等の条例第4条第2項に掲げる事項に関する調査承諾書
- (4) 承継しようとする者の登記事項証明書及び定款の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、適用事業者承継承認決定通知書（様式第6号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（廃止等の届出）

第8条 条例第7条の規定による届出は、事業廃止（休止）届出書（様式第7号）により行わなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、条例第8条の規定により適用事業者の認定を取り消したときは、適用事業者認定取消通知書（様式第8号）により当該適用事業者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該取消しの効力は、取消しの事由が発生した時点に遡って生じるものとする。

（この規則に定めがない事項）

第10条 固定資産税の賦課徴収に関し、この規則に定めがない事項については、地方税法（昭和25年法律第226号）及び糸島市税条例（平成22年糸島市条例第59号）の例による。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

対象施設	要件
研究施設	研究開発、実証事業、新産業創出等を行うなど、九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認める施設（プレハブ等の簡易なものを除く。）
研修施設	知識、教養、技能等を修得できるなど、九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認める施設（プレハブ等の簡易なものを除く。）
事務所	床面積が150平方メートル以上500平方メートル以下のもので、九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認める施設（プレハブ等の簡易なものを除く。）
共同住宅、寄	九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認める施設であつ

宿舎	て、次に掲げる要件を満たすもの (1) 住戸の数が20戸以上で、各戸の床面積が40平方メートル以下であること。 (2) 床面積が10平方メートル以上の交流スペースを有していること。 (3) 施設の全部又は一部が住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供されているものでないこと。 (4) プレハブ等の簡易なものでないこと。
ホテル	糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例（平成23年糸島市条例第17号）第2条第3号から第5号までに規定するもの（ホテル及び旅館内の店舗等を含む。）
上記施設に 附属する施設	主となる施設の効用を助け、充実させ、補完する等効用上一体として利用される施設で、主となる施設と近接する場所に新築されるもの
その他市長 が九州大学 学術研究都市 づくりに 資すると認 める施設	研究と製造を一体として行う施設その他の研究施設、研修施設又は事務所に類似する施設で、九州大学学術研究都市構想、糸島市学術研究都市推進計画等に基づき、九州大学との交流促進及び知財の活用を促進するもの